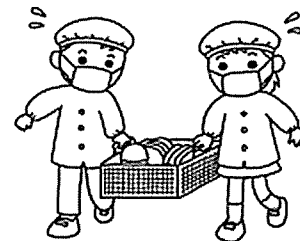


～松浦市学校給食の申込みと給食費についてのお知らせ～

学校給食費の申込手続や納付方法について、次のとおり、お知らせします。

1. 学校給食の申込手続について

- ・学校給食の申込みについては、『学校給食申込書』の提出が必要となります。
『学校給食申込書』は、記載事項に変更(転居、保護者の名義変更等)がなければ松浦市立の中学校を卒業するまで有効です。
- ・児童・生徒1人につき1枚ずつ通学する学校へ提出してください。
- ・『学校給食費申込書』の記入例は、3ページをご覧ください。
- ・毎年5月中旬頃、児童・生徒ごとに給食費の金額と納付方法に関するご案内文書『学校給食費決定通知書』を送付します。



2. 給食費の月額と納期について

- ・給食費は、年11回(5月～3月)の納付となります。5月から翌年の2月まで定額となり、3月(最終月・精算月)に年間の喫食数に応じて、金額の調整を行います。
- ・納付方法は、条例により口座振替(口座引き落とし)による納付を原則とします。
- ・5月から毎月25日に振り替えます。振替不能となった場合は、翌月の9日に再度振替えます。
口座振替に伴う手数料は松浦市が負担します。
- ・口座振替にできない特別な事情がある場合は、納付書による納付とします。

3. 口座振替の手続について

- ・口座振替の手続は、スマートフォンを利用しネット上で手続きが完了する『Web 口座振替受付サービス』による登録、または『松浦市市税等口座振替依頼書』をご記入のうえ、保護者さまの口座のある指定金融機関の窓口へ提出をお願いします。新入学生分については、市が一括して金融機関に提出いたします。
- ・『松浦市市税等口座振替依頼書』の記入例は、4ページをご覧ください。
- ・口座振替は、次の金融機関(松浦市指定金融機関)で利用できます。

十 八 親 和 銀 行	佐 賀 銀 行	郵便局(ゆうちょ銀行)	九 州 労 働 金 庫
ながさき西海農業協同組合	九州信用漁業協同組合連合会	伊 万 里 信 用 金 庫	西海みずき信用組合

4. 病気、事故、その他の理由により連続5日以上欠席するとき

- ・給食を中止する場合は、学校へ連絡した後、『学校給食中止届』を児童・生徒1人につき1枚ずつ通学する学校へ提出してください。
- ・中止可能な例
①年度途中から食物アレルギーを発症、②病気や事故等で連続して5日以上給食を中止、③転校時

5. 給食を再開するとき

- ・給食を再開する場合は、学校へ連絡した後、『学校給食再開届』を児童・生徒1人につき1枚ずつ通学する学校へ提出してください。

6. 児童・生徒に係る保護者(給食費の納入義務者)や住所等を変更するとき

- ・『松浦市市税等口座振替依頼書』を保護者さまの口座がある指定金融機関の窓口へ直接ご提出ください。
また、『学校給食申込書』を児童・生徒1人につき1枚ずつ通学する学校へ提出してください。

7. 災害その他特別な理由ができたとき

- ・災害その他特別な理由がある場合等は、給食費の免除対象になりますので、
『学校給食費免除申請書』を学校へ提出してください。



8. 給食費を滞納した場合

- ・納期限までに納付が確認できない場合、条例に基づき、督促状を送付します。その際には、督促手数料として100円を負担していただきます。
- ・納付いただけない人に対しては、納付されている人との公平性の確保と食材購入費の確保に必要な取組みとして、裁判所に対し支払督促などを申立てる法的措置を行います。

9. 経済的に給食費を負担することが困難な場合

- ・前年中の1世帯あたりの所得総額が、認定基準額以下のご家庭や基準額を超える場合でも、特別な事情により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、申請により就学援助を受けられる場合があります。学校または教育委員会教育総務課にご相談ください。

■お問い合わせ先

松浦市教育委員会 教育総務課 総務係
連絡先:0956-72-1113(直通)